

## 南越前町において建築確認申請を提出される皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

| 事項            | 窓口<br>担当部署               | 備考   |
|---------------|--------------------------|--|
| 農地            | 農林水産課<br>(0778-47-8001)  | 農地転用許可が必要です。                                 |
| 町道            | 建設整備課<br>(0778-47-8003)  | 町道名、幅員についてお問い合わせください。                        |
| 屋外広告物         |                          | 広告物（看板）を設置する場合には事前に許可を受ける必要があります。            |
| 上下水道          |                          | 上下水道の有無についてお問い合わせください。                       |
| 法定外公共物        | 総務課<br>(0778-47-8000)    | 里道・水路等についてお問い合わせください。                        |
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 教育委員会<br>(0778-47-8005)  | 重要伝統的建造物保存地区内で、建築行為や除却等を行う場合は、事前の届出が必要となります。 |
| 埋蔵文化財         |                          | 埋蔵文化財包蔵地に建築物等を建てる場合は、事前の届出が必要となります。          |
| 景観条例          | みらい創造課<br>(0778-47-8013) | 一定規模以上の建物・工作物をつくる場合には事前の届出が必要となります。          |

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより、土木事務所から各市町に照会を行います。

上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、担当部署からも問い合わせをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。